

令和8年8月10日

貸金業者代表者 各位

日本貸金業協会
会 員 業 務 部

令和8年熊本地震による被害を踏まえた犯罪収益移転防止法施行規則 の一部改正について

この度の令和8年7月に発生した熊本地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則に定めがある本人特定事項の確認方法等についての特例措置が定められました（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）。

つきましては、当該特例措置をご確認のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 命令の公布日ならびに施行日

令和8年8月6日

2 本人確認方法に係る特例措置の概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第4条関係）

令和8年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第6条関係）

令和8年熊本地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

3 その他

本特例措置についての詳細は、下記ホームページ等でご確認ください。

■金融庁ウェブサイト

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」について

<https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260806-2/20260806-2.html>

■電子政府の総合窓口 e-Gov > パブリックコメント（結果公示案件詳細）

【案件番号 120260023】犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120260023&Mode=1>

以上

本件に関する照会先 日本貸金業協会 会員業務部 TEL 03-5739-3014
--

令和 8 年 8 月 6 日
警 察 庁

令和 8 年熊本地震を受けての
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

1 趣旨

令和 8 年熊本地震による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ これまでの同様の特例措置

災害名	公布・施行日
平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3 月25日
平成28年熊本地震	平成28年 4 月22日
平成30年 7 月豪雨	平成30年 7 月13日
平成30年北海道胆振東部地震	平成30年 9 月14日
令和元年台風第19号	令和元年10月18日
令和 2 年 7 月豪雨	令和 2 年 7 月10日
令和 6 年能登半島地震	令和 6 年 1 月11日

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第 4 条関係）

令和 8 年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第 6 条関係）

令和 8 年熊本地震で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができるとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

(3) 施行期日

公布の日

3 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

内閣府、総務省、法務省、

○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第六号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

財務大臣 片山さつき

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）

のうち、令和八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるもの）に限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に

規定する災害発生市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。